

被用者保険の適用拡大への対応状況

1. 改正の概要

- 令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）のうち、令和6年10月1日施行の改正事項は「被用者保険の適用拡大」に係る企業規模要件の拡大。

<短時間労働者の適用拡大>

短時間労働者の適用事業所（特定適用事業所）の企業規模要件を、被保険者数「常時100人超」から「常時50人超」に拡大。

施行年月日	平成28年10月1日	令和4年10月1日	令和6年10月1日
企業規模	500人超	100人超	50人超

- ▶ 事業主が同一である1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、1年間のうち6月間以上50人を超えることが見込まれる場合を「常時50人を超える」として取り扱う。

（令和6年8月21日保保発0821第1号・年管管発0821第3号「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて」の一部改正について）

2. 日本年金機構における取組

(1) 対象事業所に対する制度周知等

- 新たに適用拡大の対象となる可能性のある約54,000事業所に対し、令和5年10月から令和6年8月にかけて年金事務所職員が訪問し、制度周知を実施。
※ 短時間労働者の適用拡大に係る適用事業所調査等に対応するために必要な人員（814人）を確保し、体制を拡充。
- 新たに適用拡大の対象となる可能性のある事業所に対し、改正内容や従業員の加入に向けた準備等を周知するためのリーフレット等（ダイレクト便）を送付。

送付時期	送付内容	送付事業所
令和5年12月	社会保険適用拡大ガイドブック、従業員向けリーフレット、 専門家活用支援事業リーフレット等を送付	51,544件
令和6年4月		2,828件
令和6年7月	社会保険適用拡大の手引き、社会保険加入のメリット、 社会保険加入に関するQ A集等を送付	50,838件

- 法施行時に特定適用事業所に該当する事業所又は該当する可能性のある事業所に対し、令和6年9月上旬に、以下のお知らせを送付。
 - ・ 令和6年8月時点で、法施行時に特定適用事業所に該当することが確認できた事業所に対し、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付。
 - ・ 令和6年8月時点で、法施行時に特定適用事業所に該当する可能性のある事業所に対し、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付。
- 特定適用事業所に該当した事業所に対しては、令和6年10月以降毎月「特定適用事業所該当通知書」を送付。

2. 日本年金機構における取組

(2) 広報

- 事業主に送付する算定基礎届に改正内容に係るリーフレットを同封【令和5年6月、令和6年6月】
- 納入告知書の同封チラシ「日本年金機構からのお知らせ」に改正内容を記載【令和5年6月、10月及び令和6年1月、3月、5月、6月、7月、8月、9月】
- 事業所における説明会に専門家（社会保険労務士等）を派遣する専門家活用支援事業を実施【令和3年5月～】
- 日本年金機構ホームページに設置している制度改正専用ページに、必要となる手続きや加入メリットを掲載【令和6年8月】
- 適用拡大に係るインターネット広告を実施【令和5年11月、令和6年9月～令和7年1月】
- 日本年金機構公式X（旧Twitter）で改正内容を配信【令和5年7月、11月及び令和6年2月、3月、4月、7月、8月】

(3) 対象事業所に対する事業所調査

- 令和6年10月に適用拡大の対象となった約50,000事業所に対し、令和7年度までに事業所調査を実施。
※ 令和6年度下期の調査目標は約35,000事業所。

2. 日本年金機構における取組

<主な取組>

内容		令和5年度						令和6年度								令和7年度			
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	～	3月	4月	～	
対象事業所に対する周知	訪問による制度周知	年金事務所職員の訪問による制度周知																	
	ダイレクト便の送付		送付				送付			送付									
	特定適用事業所該当事前のお知らせ (6カ月該当)											送付							
	特定適用事業所に関する重要なお知らせ (5カ月該当)											送付							
事業所・従業員に対する周知	算定基礎届にリーフレット同封									送付									
	日本年金機構からのお知らせ	送付			送付		送付		送付	送付	送付	送付	送付						
	専門家活用支援事業	専門家活用支援事業の実施（令和3年5月～）																	
	インターネット広告		広告															広告	
対象事業所に対する事業所調査																			事業所調査

【参考】短時間労働者の適用拡大 <特定適用事業所該当事前のお知らせ同封リーフレット>

事業主の皆さまへ

「特定適用事業所」に関するご案内 (短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大)

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人超から常時50人超に拡大されます。「特定適用事業所」に該当する事業所に勤務する短時間労働者は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象となることから、新たに特定適用事業所に該当する場合等は手続きが必要です。

短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

特定適用事業所の要件（厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるとは）

- ・法人事業所は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の総数が、12カ月のうち6カ月以上50人を超えることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。
- ・個人事業所は、適用事業所単位の厚生年金保険の被保険者数が、12カ月のうち6カ月以上50人を超えることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。

必要な手続きについて、以下の1または2をご確認ください

1. 「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が同封されている場合



- ・適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が令和5年10月以降で6カ月以上である事業所に、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付しています。
- ・令和6年10月1日時点で特定適用事業所に該当したもとして取り扱い、令和6年10月上旬に日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。
※特定適用事業所該当届の提出は必要ありません。
- ・加入対象となる短時間労働者がいる場合は「被保険者資格取得届」を準備いただき、令和6年10月7日までに提出してください。

2. 「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が同封されている場合

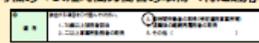


- ・適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が令和5年10月以降で5カ月であるため、令和6年10月から特定適用事業所の要件を満たす可能性のある事業所に、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付しています。
※この他、当該総数が100人を超える月が直近11カ月のうち5カ月であるため、特定適用事業所の要件を満たす可能性のある事業所にも送付しています。
- ・特定適用事業所の要件を満たす場合、本店または主たる事業所の事業主は、特定適用事業所に該当した年月日等を「特定適用事業所該当届」により届出してください。
- ・加入対象となる短時間労働者がいる場合は「被保険者資格取得届」を提出してください。

短時間労働者の「被保険者資格取得届」は、備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を忘れずにチェックしてください。



備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を○で囲んでください



社会保険の手続きは電子申請をご利用ください

健康保険・厚生年金保険に関する社会保険手続きは、インターネットを利用して申請・届出をすることができます。

● 電子申請可能な主な届書

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

● 電子申請のメリット

- いつでもどこでも申請可能
オンラインで24時間365日申請ができます
- 処理が早い
例えば健康保険被保険者証は、紙で申請するより3~4日早く届きます
- コスト削減
郵送料・交通費の削減ができます
- 安全なネットワーク
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

詳しくは [日本年金機構ホームページ](https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html) をご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



※ 届出用紙は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできます。

年金を受給しながら働いている短時間労働者への周知のお願い

1. 在職による年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者資格（短時間労働者を含む）を取得した場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）

2. 障害者または長期加入者の特例対象者の場合、経過措置があります

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方）または長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。

経過措置

令和6年9月30日以前から引き続き同じ事業所で短時間労働者として働いている方が、適用拡大により、令和6年10月1日に被保険者資格を取得し、定額部分の全額が支給停止される場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き支給することができます。

経過措置の対象となる方が、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を年金事務所に提出する必要があります。

※ 経過措置は令和6年10月1日付で被保険者資格を取得していることが要件となります。被保険者資格取得届の届出の際は、資格取得年月日について適切に届出いただけますようお願いいたします。

適用拡大の詳細内容は、[日本年金機構ホームページ](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/tekiyokakudai.html) をご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/tekiyokakudai.html>



【参考】短時間労働者の適用拡大 <特定適用事業所該当通知書同封リーフレット>

事業主の皆さまへ 「特定適用事業所」に関するご案内 (短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大)

LL0610K02

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人超から常時50人超に拡大されました。「特定適用事業所」に該当する事業所に勤務する短時間労働者は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象となることから、新たに特定適用事業所に該当する場合等は手続きが必要です。

短時間労働者の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

特定適用事業所の要件（厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるとは）

- ・法人事業所は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の総数が、12カ月のうち6カ月以上50人を超えることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。
- ・個人事業所は、適用事業所単位の厚生年金保険の被保険者数が、12カ月のうち6カ月以上50人を超えることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。

特定適用事業所該当通知書を同封していますので、必要な手続きをご確認ください

1. 「特定適用事業所該当通知書」について

- ・適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が50人を超える月が令和5年10月以降で6カ月以上である事業所に対して、令和6年10月1日から特定適用事業所に該当したものと取り扱い、日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。
※ 特定適用事業所該当届の提出は必要ありません。

2. 短時間労働者の「被保険者資格取得届」の提出

- ・加入対象となる短時間労働者がいる場合は「被保険者資格取得届」を速やかに提出してください。
- ・短時間労働者の「被保険者資格取得届」は、備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を忘れずにチェックしてください。

備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を○で囲んでください。



備考欄	1. 70歳以上高齢者特例 2. 2人以上事業所特例 3. 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）
-----	---

適用拡大の詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



社会保険の手続きは電子申請をご利用ください

健康保険・厚生年金保険に関する社会保険手続きは、インターネットを利用して申請・届出をすることができます。

● 電子申請可能な主な届書

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届
・国民年金第3号被保険者関係届

● 電子申請のメリット

- いつでもどこでも申請可能
オンラインで24時間365日申請ができます
- 処理が早い
例えば健康保険被保険者証は、紙で申請するより3~4日早く届きます
- コスト削減
郵送料・交通費の削減ができます
- 安全なネットワーク
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

詳しくは [日本年金機構ホームページ](https://www.nenkin.go.jp/denshibeni/index.html)をご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/denshibeni/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



※ 届出用紙は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできます。

年金を受給しながら働いている短時間労働者への周知のお願い

1. 在職による年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者資格（短時間労働者を含む）を取得した場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）

2. 障害者または長期加入者の特例対象者の場合、経過措置があります

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方）または長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。

経過措置

令和6年9月30日以前から引き続き同じ事業所で短時間労働者として働いている方が、適用拡大により、令和6年10月1日に被保険者資格を取得し、定額部分の全額が支給停止される場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

経過措置の対象となる方が、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を年金事務所へ提出する必要があります。

※ 経過措置は令和6年10月1日付で被保険者資格を取得していることが要件となります。被保険者資格取得届の届出の際は、資格取得年月日について適切に届出いただきますようお願いいたします。